

令和 6 年度第 1 回豊中市障害福祉センター運営検討部会

令和 6 年（2024 年）11 月 29 日（金）13:30～

豊中市立障害福祉センターひまわり 2 階会議室

出席者 （敬称略）

委 員：大谷 悟、星屋好武、長永幸子

臨時委員：木下初江、中村知、山崎誠

事 務 局：障害福祉課長 酒井幸洋、主幹兼障害福祉センターひまわり所長 畑 一朗

副主幹 大東幹彦、副主幹兼地域生活支援係長 加藤佐知子

相談支援擁護係長 泉谷光一、管理係長 東野久子、管理係主査 岡田恭子

管理係 中川千裕

欠席者

委 員：寺本美代子、宮崎知代

案 件

1. 令和 5 年度(2023 年度)豊中市障害福祉センター事業報告及び外部活力導入案件
評価報告
2. その他

開 会

事務局 （事務局紹介、課長あいさつ、委員紹介、委員出席状況報告）

議 長 それでは、案件に入ります。
案件 1. 「令和 5 年度(2023 年度)豊中市障害福祉センター事業報告及び外部活力導入案件評価報告」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 （事務局より報告）【資料 1、資料 2】

議 長 ただ今、報告をいただきました。「令和 5 年度(2023 年度)豊中市障害福祉センター事業報告及び外部活力導入案件評価報告」について、従来は A4 サイズでしたが、A3 サイズに大きくしていただいて見やすくなりました。それでは、ご意見を伺いたいと思います。何かご質問はございませんか。

委 員 相談の内容について、精神障害の方の場合は、本人からよりも家族からの相談が一番多いと思っています。この相談件数の内訳としまして、知的障害の方から何件、身体障害の方から何件、というような比率は、どのようになっていますか。

事務局 ご質問ありがとうございます。実際にご本人様といいますか、対象者の方になるのですが、精神障害の方が、一番多い形になっております。次に、知的障害の方が多いです。精神障害の方は、知的障害の方のおよそ倍くらいという報告を受けております。

委 員 数字は出ていないのでしょうか。比率的にどうなのかというところを教えてください。

事務局 昨年度の対象者の合計が 2,336 名、精神障害の方が 1,022 名、知的障害の方が 642 名、身体障害の方が 239 名です。よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 相談としては、精神障害の方が多いということです。精神病院から直接の相談が多いということが、最近の傾向としていわれています。精神病院の中で、いわゆる早期に退院、つまり入院してから 1 年ぐらいで退院できるような形になってきていると思います。他の委員は、いかがですか。

委 員 相談件数が、かなり伸びていますが、一番気になるのは、本人や家族の方が望まれていたような結果になっているのか、または、なかなかそこまで到達できない状況にあるのか、ということです。件数からは見えにくいと思います。

議 長 相談件数は 2,336 件なのですが、相談内容、例えば、生活相談や就労支援が、どこまで対応できていたのかという点を報告していただくと、到達状況が確認し

やすいのではないかというご指摘でした。統計を取る際に、お考えいただければと思います。

事務局 そうですね。

委 員 基幹相談支援センターは、相談事案について、機能的にきっちり対応されています。ただ、相談事案の中身の分析や、ひまわりの相談事業、基幹相談支援センター、各基幹相談支援センター以外の相談事業所が、どのような機能をしているのかを知る必要があると思います。また、今、障害者施策推進協議会の中で、基幹相談支援センターの評価を行っているようですが、分析ができていないと、評価をすること自体ができないのではないかと思います。現在どこまで分析ができているかについて、教えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。相談内容につきまして、延べ件数 6 万件のうち、福祉サービスは、半分の 3 万件になります。それ以外にも、障害や病状の関係、健康・医療面、また家族や人間関係につきまして、毎月報告をいただいております。月 1 回、7 つの基幹相談支援センターが集まり、基幹連携会議を行っています。運営の中で困っていることを出し合いながら、情報共有も行っています。また、月に 1 回、スーパーバイザー事業や法律相談を実施しています。地域の計画相談の方々が困っているような事案を出していただいて、そのことに対するスーパーバイズなどを行い、質の向上に向けた支援にも取り組んでいます。

さきほど委員から、評価についてのお話がありました。基幹相談支援センターが始まってから 3 年目になりますので、評価基準や評価項目を作ったうえで、それぞれの基幹相談支援センターの運営状況等について、評価に取り組んでおります。評価が完了いたしましたら、障害者施策推進協議会にも、報告をあげさせていただきたいと考えております。

委 員 サービスの利用計画を契約したいと思ったときに、なかなか契約を受けてもらえないという苦情を聞きました。なぜそういうことが起こるのかなと思います。計画相談はどこでどういう形をするのでしょうか。また、基幹相談支援センターは、何を担っているのでしょうか。計画相談をしてもらえず、市に相談したところ、基幹相談支援センターや、相談事業所を紹介してくれるだけだという苦情も聞いています。その点はいかがでしょうか。

事務局 市にご相談をいただき、その後、必要に応じて基幹相談支援センターへお繋ぎすることはあります。市への相談時に、相談内容をしっかりと受けとめ、そのうえで、基幹相談支援センターに対応していただく方が良いと判断しましたら、計画相談に繋いでいくこととなります。その際、どのような相談内容かなど、丁寧なつなぎ方を意識していかなければならない、と思っています。

事務局 基幹相談支援センターは、地域課題や、困りごとをしっかりと受けとめるという意味で市内 7 ヶ所設置という意図があるのですが、なかなか受けとめきれない部分もあります。人手の問題、相談の質やスキルの問題、また、指定・特定相

談事業所があり、基幹相談支援センターがあり、という中での各々の役割が明確になされていない、ということが原因のようです。それらをどのように整えていくか、市の取組み課題として認識しております。

委 員 基幹相談支援センターや相談支援事業所に行って、相談対応してもらえず、その後、市に相談に行った時に、事情を聞いてもらえていれば、こういう問題は起こらなかったと思います。もちろん、全ての相談を市の方で受けるのは無理な話と分かっていますし、そのために相談支援事業所を作っています。ただ、中には、どうしても市に相談したい方や、特定の地域では相談したくないので、市に相談をしたというケースもあるので、もう少し、親切に聞いて欲しかったなと思いました。

議 長 はい。

委 員 今の発言に反論するわけではないのですが、その時に市の方が親切な対応をされていたとしても、相談者の気持ちや状況によって、受け取り方が変わってくる場合もあると思いますので、一概には言えないのではないのでしょうか。ただ、色々な受け取り方があると思いますので、もう少し丁寧にしていただけたら、そういう苦情も減ってくると思います。

議 長 はい、ありがとうございます。ご意見いただきましたけれど、やっぱり一番肝心なことは、制度から人を見るのではなく、人が存在していて、制度があるということ十分に留意しながら、制度の運用を図っていただくということだと思います。どの相談場所も、基本相談は、きちっと受けてもらわないといけません。困りごとの話を聞いて、内容に応じた相談場所へご案内し、繋いでいく、という対応がありましたら、こういった問題は解決しやすいと思います。また、そのような対応の質を高めるための研修体制の仕組み作りが必要かと思います。

委 員 議長のおっしゃっていること、その通りだと思います。ただ、虐待の件数の数字が年々増えてきて、行政の対応の受け皿が、おそらく十分ではないと思います。だからもう少し対応できる人を増やしていただけたら、こういう問題も少なくなると思います。

議 長 はい、ありがとうございます。はい、次のご質問、どうぞ。

委 員 機能回復訓練中、ヘルパー制度は使えるのですか。サービスの二重利用にならないのでしょうか。

事務局 機能回復訓練事業は、支給決定に基づいて、利用上限が決まるようなサービスではなく、同時利用も可能です。

委 員 地域交流事業ひまわりひろばについて、実施は何曜日でしょうか。また、こども食堂の内容について、説明をお願いします。

事務局 ひまわりひろばは、主に、土曜日開催となっています。月に1度、広報誌にお知らせ記事を掲載いたしまして、募集をするという形になっております。

こども食堂では、福祉事務所からの連絡により、経済的困窮で食事が難しいという方を受け入れることもありますし、ひまわりの体育館をご利用になっている団体のご家族がご参加してくださる場合もあります。こども食堂は、毎月第3水曜日に行っています。おやつも出ますし、たくさんのお子さんとにぎわっております、ご家族同士で仲良くなられる場合もあります。その方々から、ひまわりひろばについて、例えば、「ショートテニスがしてみたい」、というような提案をいただきまして、企画に取り入れたりしています。その結果、ひまわりひろばにも、こども食堂をご利用中のご家族が来てくださったりするようになりました。以前は、あまりお子さんが来られていなかったのですが、今は、かなり増えまして、本当に年齢層が幅広くなったなと感じているところです。

議長 はい、ありがとうございます。他の委員は、いかがですか。

委員 以前、NPOの支援センターが食堂を経営されており、その時に見に来ていたという経緯がありまして、今はどうなっているのかと心配になり、たまに、こども食堂を覗いて帰るようにしております。

議長 引き継ぎが円滑に行われ、さらに利用者の年齢幅も広がっているそうです。良かったなと、改めて思います。

それでは、案件2.「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 福祉避難所について、お知らせいたします。この度、危機管理課から指定があり、ひまわりを福祉避難所として開設することになります。現在も、少しずつ荷物の整理や、物の移動を行っています。今後、みなさまに、ご協力をお願いするようなことがあるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 福祉避難所は、市内の中で複数あるのですが、そのうちの一つとしまして、ひまわりも指定を受けています。所管は危機管理課です。今、危機管理課を中心として、物品のことや、その他どのような支援を行うのか、また、どのようなニーズにこたえていくのかなどの具体的な内容について検討をしています。決まり次第、ご報告をさせていただきます。障害をお持ちの方々が、安心安全であることが大切です。もちろん、ひまわりはバリアフリーになっていますし、行動障害の方でも、いろいろお使いになっていただけるという利点もたくさんあります。いざという時のために備えることで、しっかり対応していきたい、というふうに考えています。

議長 阪神淡路大震災の時は、どうでしたか。

事務局 何人か避難されてきて、何日間か滞在されていたと聞いています。当時は、重度障害者の方のショートステイもありました。

議 長 災害は避けて通れないという課題がありまして、特に、医療機器を使う重度心身障害者の方、医療的ケア児の避難中の電源の確保であるとか、呼吸管理も含めて、ということになると思います。備蓄はいかがですか。

事務局 主な備蓄はまだないのですが、水や避難用品があります。日付管理を行い、期限がきましたら、入れ替えを行っています。

議 長 品目はおおよそ決まっていて、例えば自治体ごとに配布するのですか。

事務局 配布はしません。避難して来られる方々のための備品です。

議 長 福祉避難所は、市内に全部で何ヶ所ですか。

事務局 全部で、15 個所です。

議 長 管轄は危機管理課ですか。

事務局 そうです。所管は危機管理課ですが、具体的な避難方法につきましては、障害福祉に従事している私たちが、こういった要員が必要であるとか、こういう支援が必要である、というような調整をしています。

議 長 ひまわりは新たに指定されたのですか。

事務局 いえ、前から指定をされていました。再度、方針等を作成しています。

議 長 はい、ありがとうございました。このような地震災害も含めたところの備えというところも、今後、充実を求められているところだというふうに思っています。虐待問題もそうですが、基本的に、社会福祉サービスは、ビルトインする形で、例えば、虐待に関する研修を年 1 回行わないと減算となるというような措置を講じています。みなさんの近くにも、相談支援事業所、通所授産施設などあると思うのですが、災害時に、各事業所が準備しておかないといけない「BCP 計画（事業継続計画）」というのがあります。事業継続のための方法、手段などを決めておく計画を作成しなければならない、と決まっています。令和 6 年度から実施ということで、できなかった事業所は減算という、なかなか厳しい話です。ひまわりでも、地震の際の利用者の方々の支援としまして、安否確認をするというようなことを考えていただくのが良いのではないのでしょうか。福祉避難所のことについて、1 つは医療体制、重度心身障害者の問題です。それから、もう 1 つは災害時の地域での連携の仕組みで、福祉事業所同士がどう連携されるのか、そして各事業所が、災害時の計画を持っておられるかどうか、という点も確認しながら、今後、進めていくと良いのではないかと思います。

委 員 相談支援事業所の担当者が、年度末で新しい担当者に変わった時、今までの相

談した情報が何も引継ぎがされていなかったということを、聞きました。相談支援事業所は、相談者の相談内容について、カルテのようなものを作り、担当者間の申し送りをしないのでしょうか。

事務局 同一の相談支援事業所に、改めて相談に行ったら担当者が変わっていて、また一から聞かれたということは、事業所の課題です。通常は、担当者が変わる場合、必ず引継ぎをして、次の相談を受ける体制を整えてから、お話をすることになっていますので、あまり良いことではないというふうに感じました。

委 員 計画相談の場合、市から予算が入ってくると聞いています。相談支援事業所は、計画相談の対象になる人と、対象外の人に対する対応を変えることはあるのでしょうか。どちらの場合でも、同じように相談に乗ってくださったらありがたいと思います。

委 員 庄内は、低地ですが、福祉避難所として大丈夫ですか。

事務局 低地のため、水が浸水してきたら心配というのは、当たり前の考え方だと思います。駐車場は、構造的に水はけが良いようにできていると聞いています。ただ、以前、大雨が降ったときに、1 階に水が入ってきたことがあると聞いたこともあります。車椅子の方や、障害をお持ちの方が上の階にあがっていくのは、難しいです。万が一、エレベーターの中に水が入ってしまうと、エレベーターも停止してしまいます。それでは、どうやって逃げるのか、ということになりますが、ひまわりはスロープがありますので、上の階まで逃げていただけたらと考えています。ただ、災害が起きた時に、危ないと思ったら、その場を動かない方が良いという場合もありますので、判断が必要だと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。確かに、地震になってエレベーター止まりますと、障害のある方々がどのように、上の階まで逃げるのか、という基本的なところを、自治体やその仲間内で、いかに力を合わせられるかということになってくるのだと思います。ひまわりも、職員の方あるいは事業者の方で、それぞれ乗り越えていかなければならないというふうに考えております。
また、先程の相談支援事業所の件は、計画相談に市から予算が入ってくるのであれば、精神障害の方の相談に乗ってくれるようなところにも、公的な補助金を出していただきたいという要望でよろしいですか。

委 員 すでに出ていると思うのですが、どのような相談内容に対しても、親身な対応になるといいなと思いました。

議 長 このような声があるようですので、ご指導をしていただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委 員 みなさん、お疲れ様です。相談の件についてもそうですが、直接、障害者と関わっている部門であるひまわりの重要性を再認識しています。また、福祉避難所という形になれば、備蓄のことも含めて、一番重要な施設だと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。

委 員 4 階の医師が小さい子供の様子をみて、地域の学校に行くのか、特別支援学校に行くのか、という判断をしているという話を聞きましたが、私は反対です。本人が望んでいない場合もあると思います。特別支援学校から卒業後に社会に出ると、孤立する可能性があります。地域の学校へ行きますと、たまには嫌なことがあると思いますが、社会に出てからも、嫌なことに耐えられるようになります。だから、私は、医師が判断をしないしてほしいと望んでいます。

議 長 はい。豊中市では、インクルーシブ教育を推進しております。ただ選択権は、親御さんにあります。ここが 1 つ大きなポイントになってくると思います。親御さんとしましては、医師に言われたことを信じて、子供の進路を決めるケースがあると思います。反対に、先程、委員がお話されたように、社会に出た後、困るのではないか、という意見もあります。世界的な流れとしては、障害者権利条約に批准していますので、同一の場面で同一のところで教育するのが望ましいという形です。今後とも、議論を重ねていくという形になるのかなと思っています。

事務局 ご意見をしっかり受け止めてまいりたいと思います。また 4 階の医師のお話につきましては、4 階の児童発達支援センターが所管ですので、今いただきましたご意見をそのまま児童発達支援センターへ伝えまして、実際のところどうなのかについて確認をして、対応につなげていくことが必要と存じます。ありがとうございます。

議 長 本日、議題にあげたところは、みなさんに、ご承認をいただいたということによってよろしいでしょうか。はい。それでは、時間となりました。

事務局 次回の運営検討部会の開催日程につきましては改めて事務局よりお知らせをいたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 本日は、これもちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉 会